

第24期第24回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和4年7月7日(木)午前10時から午前11時まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎20階 交流会場
- 3 出席委員 相原和彦、井口哲哉、石手啓夫、榎本重恭、尾崎賀一、加藤和雄、木村隆昭、田中大代瀧島規秀、西貝孝之、半田保之、増田義二、宮本兼一、本橋朋和 計14名
- 4 欠席委員 井之口喜實夫、篠田政巳 計2名
- 5 議 案 (1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第1号)  
(2) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第2～6号)  
(3) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について (第7・8号)
- 6 報 告 (1) 農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 その他

西 貝 孝 之 会 長 皆様、おはようございます。第24期第24回練馬区農業委員会総会を開催いたします。なお、半田保之委員はオンラインでの出席になります。よろしくお願いいたします。

事 務 局 ただいまの出席委員数は14名、欠席委員数は2名、欠席の届け出のあった委員は井之口喜實夫委員、篠田政巳委員です。総会の会議は在任中の過半数の委員が出席した時に成立しますので、本日の総会は成立です。

西 貝 孝 之 会 長 今回の署名人は、井口哲哉委員と榎本重恭委員にお願いします。それでは、議案の審議に入ります。  
総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和4年6月13日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。  
**【申請者、申請地などについて説明】**  
事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、尾崎賀一委員お願いします。

尾 崎 賀 一 委 員 6月17日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
(1)(2)の畑にはウメが30本とビワが1本、(3)(4)の畑にはウメ20本植わっています。販売は近隣への予約販売とのことです。境界についても確認しました。よろしくお願いいたします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに4ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年6月17日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、尾崎賀一委員お願いします。

尾 崎 賀 一 委 員 6月17日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

中央に鉄塔が建っており、納税猶予の適用から外れています。畑には主にエダマメやネギが作付けされてきました。秋にはダイコンを作付けするとのこと。東側にハウスが1棟あり、エダマメやネギの苗を作っており、秋にはハウレンソウを作付けする予定です。

販売は学校給食に全量出荷しています。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに6ページです。議案第3号および第4号は同一世帯の案件ですので、一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号および第4号は農地法上の同一世帯の案件ですので、一括して報告いたします。

議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年6月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

続いて、8ページをお願いします。

議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年6月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、瀧島規秀委員をお願いします。

瀧島規秀委員 6月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

議案第3号の(1)から(5)の畑の東側には、ジャガイモが作付けされており、カキのジョイント栽培も行われていました。そのほか、クリやミカンが植えられていました。南東側にブルーベリーが250本植えられており、摘み取り販売を行っています。中央部分に作業場があり、クリの木が数本植わっております。西側に、ハウスが計7

棟あり、ハウスの中でミカンやスイカ、苗床を作っています。南西側に無人販売機が、南東側にロッカー式の直売所があります。境界についても確認しました。

議案第4号の(1)(2)の畑には、ブルーベリーが125本、カキが50本植わっていました。(3)の畑には、サトイモやネギが作付けされてきました。(4)の畑には、ブルーベリーの苗が植わってありました。境界についても確認しました。現在は夫婦で耕作をしていますが、今後に向けて貸借制度について、事務局より説明いたしました。よろしく申し上げます。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに10ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年6月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、瀧島規秀委員お願いします。

瀧 島 規 秀 委 員 6月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)から(4)の畑には、ネギやサトイモ、ニンジンなどが作付けされてきました。現在はトウモロコシを3000本作っております。北側に切り花としてコスモスが植わっております。販売は直売所とのことです。(5)の畑には、全量ビール用の麦を作っており、現在は刈り入れが終わっているところでした。(5)の北側に所有者不明の大木があり、農地に木の枝が張り出している状況で、現在区に相談しているとのことです。

境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに12ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年6月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、瀧島規秀委員をお願いします。

瀧 島 規 秀 委 員 6月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑には、ジャガイモやカボチャ、ネギなどが作付けされて

いました。すべて自家消費とのことでした。

境界についても確認しました。よろしく申し上げます。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。令和4年6月10日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

**【申請者、証明対象者などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、木村隆昭委員お願いします。

木 村 隆 昭 委 員 6月27日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑は、耕運されている状態でした。(2)の畑には、ウメの木が植わっていました。(3)の畑には、ジャガイモやサトイモ、ネギなどが作付けされていました。ジャガイモは商店街のお店などに販売しているとのことでした。その他は近隣配布とのことでした。境界についても確認しました。証明対象者が生前耕作していたことを申請者より聞き取り確認しております。よろしく申し上げます。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第8号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。令和4年6月21日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

**【申請者、証明対象者などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、田中大代委員お願いします。

田 中 大 代 委 員 6月27日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)(2)の畑には、全面ブルーベリーが植えられており、防草シートで管理されていました。主に摘み取り販売で、一部JA直売所に販売しています。境界についても確認しました。証明対象者が生前耕作していたことを申請者より聞き取り確認しております。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。  
令和4年6月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 事務局から説明を受けました。  
質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

1枚目の次第をお願いします。

次第4 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

西貝孝之会長 委員の皆様からは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第24回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人